

件名	公立大学法人愛媛県立医療技術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
<p>【改正等の概要】</p> <p>愛媛県立医療技術大学の公立大学法人化に当たり、関係条例の整備を行うため。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>愛媛県立医療技術大学条例の廃止</li> <li>職員の分限に関する条例の一部改正 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 休職の事由（医療技術大学の教員が調査、研究等に従事する場合）の削除</li> <li>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正 教育公務員（適用除外）の定義の改正</li> <li>職員の給与に関する条例の一部改正 大学教育職員給料表の削除等</li> <li>教育職員の給与に関する条例の一部改正 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正 教育職員（講師）の定義の改正</li> <li>愛媛県職員退職手当条例の一部改正 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正 県設立一般地方独立行政法人の役員となる職員について、退職手当の算定の基礎となる在職期間を通算する規定の新設（「県 法人 県」、「法人 県」を通算）</li> <li>愛媛県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正 学校医等の公務災害補償の実施機関から知事を削除</li> <li>愛媛県情報公開条例の一部改正 愛媛県個人情報保護条例の一部改正 （1）県設立地方独立行政法人を情報公開・個人情報保護制度の実施機関に追加 （2）県設立地方独立行政法人に対する異議申立てに関する規定を新設</li> <li>愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正 県設立地方独立行政法人を県の機関等に追加</li> </ol>	
施行日	平成22年4月1日（愛媛県職員退職手当条例及び愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正については、平成22年3月31日）
<p>【その他参考事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地方独立行政法人について 住民の生活の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体にゆだねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人 特定地方独立行政法人 業務停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい影響を及ぼすため、又は業務運営における中立性・公正性を特に確保する必要があるため、役職員に地方公務員の身分を付与する法人 一般地方独立行政法人 特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人 移行型一般地方独立行政法人 <u>設立団体から業務が移管された一般地方独立行政法人</u> <u>公立大学法人 大学・高等専門学校の設置・管理を行う一般地方独立行政法人</u></li> <li>公立大学法人愛媛県立医療技術大学については、平成22年4月1日に設立予定</li> </ol>	